平成２５年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市江上町895番地５　サン・コーポラス２棟302、旧住所長崎県西海市崎戸町本郷1452番地５
債務者　北川　正人
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３４号
長崎県西海市崎戸町本郷1452番地５
破産者　有限会社マルキタ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１０５３号
千葉県市川市東菅野３丁目１番７―203号ヴェルジュ市川、申立時の住所千葉県市川市稲荷木２丁目19番11号
破産者　八田　憲一
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０３号
千葉県市川市原木２丁目８番５号　レジデンス田園201号室
破産者　萩　　勝治
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
千葉県船橋市海神１丁目24番14―408号
破産者　佐々木雄三（旧姓古関・古市・佐川・土屋）
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８２号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北３丁目７番35号
破産者　有限会社クリエート
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
福岡県久留米市長門石３丁目１番56号
破産者　有限会社久留米急送
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１５１４号
さいたま市見沼区大字南中丸565番地４、商業登記簿上の本店所在地さいたま市南区大字太田窪3516番地12
破産者　有限会社お―とぷれいす
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３２号
さいたま市大宮区桜木町２丁目325番地
破産者　株式会社ドリームネット
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９０号
埼玉県川口市中青木３丁目１番16―325号グリーンコーポ川口
破産者　有限会社プライム・テック
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３９号
千葉市中央区村田町821番地６
破産者　有限会社コンドープランニング
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６３号
千葉県市川市大和田４丁目７番18号
破産者　株式会社コーケン
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３５号
静岡県富士市中丸268番地の５
破産者　トータルシステムジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３６号
千葉県船橋市習志野４丁目２番９号　ホワイティ習志野201号
破産者　大出　純史（旧姓杉山）
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
東京都八王子市川口町1543番地新浅川園
破産者　井上　セツ
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１８１号
名古屋市中区金山４丁目６番２号
破産者　株式会社はせ川コーポレーション
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３６号
名古屋市中区新栄３丁目５番１号　セントラル千種６Ｆ
破産者　有限会社Ｗｅ―Ｃａｎ
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３７号
名古屋市守山区四軒家２丁目612番地の１コンセール藤ケ丘六番館502号
破産者　作石　智之
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１５１号
名古屋市東区泉１丁目17番38号
破産者　株式会社クリエイティブ・センター
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３３号
大阪府泉大津市二田町２丁目２番５号
破産者　西村撚糸工業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５１８号
神戸市中央区元町通３丁目16番７号
破産者　株式会社ホシヤデザインセンター
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部